

「低所得子育て世帯給付金」再支給法案（通称）について

- 緊急性が高い物価高騰対策として、低所得子育て世帯給付金（子ども1人、5万円）を再支給すべきである。
- 異次元の少子化対策、子ども・子育て予算の倍増が議論される中、食料品や公共料金をはじめとする物価高騰等により、低所得の子育て世帯の暮らしは、ますます苦しくなっている。
- 昨年1年間の生鮮食品の物価上昇率は8.1%となっており、こうした値上げが子育て世帯の家計にとって大きな負担となっている。これに加え、過去3年にわたるコロナ禍の影響も子育て世帯を困窮させている。
- 令和4年4月、政府は、物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援として、低所得の子育て世帯に対し、児童一人当たり5万円の特別給付金を支給することを決定し、給付金は順次支給されたが、その後は支給されていない。
- 昨年11月に支援者団体が子どものいる困窮家庭を対象に実施した調査によると、ほぼ100%の家庭が物価高で家計が厳しくなったと回答しており、既に子どもの成長に悪い影響が出ているという回答は約半数に達している。
- このように、低所得の子育て世帯の生活は深刻な状況にあり、支援者団体からは、貧困が原因と思われる子どもの自殺も発生しており、このままでは、絶望して命を断つ子どもや親が増えかねないと指摘されている。
- ついては、緊急性が高い物価高騰対策として、政府が昨年4月に支給を決定した「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」と同内容の給付金を再支給する法律案を提出し、速やかに成立させる必要がある。本法律案により、4月末までに約378万人の子ども、約234万世帯の子育て世帯に給付金が支給されることになる（財源は、残高5兆円の新型コロナ・物価高騰対策予備費を活用）。

【参考】政府が令和4年4月に支給を決定した

「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の概要

- 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行う。

(1) 支給対象者 ① 児童扶養手当受給者等（低所得のひとり親世帯） ② ①以外の令和4年度分の住民税均等割が非課税の子育て世帯（その他低所得の子育て世帯） ※②の対象となる児童の範囲は①と同じ （18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満））	(2) 給付額 児童一人当たり一律5万円
(3) 実施主体 低所得のひとり親世帯：都道府県、市（特別区を含む）及び福祉事務所設置町村 その他低所得の子育て世帯：市町村（特別区を含む）	(4) 費用 全額国库負担（10/10） ※ 実施に係る事務費についても全額国库負担
(5) 予算額 2,043億円（事業費1,889億円、事務費154億円） ※令和4年度新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金	
(6) スケジュール ① 低所得のひとり親世帯：令和4年4月分の児童扶養手当受給者について、可能な限り6月までに支給（申請不要） ※ 直近で収入が減少した世帯等についても、可能な限り速やかに支給（要申請） ② その他低所得の子育て世帯：令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の受給者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者について、課税情報が判明したのち、可能な限り速やかに支給（申請不要） ※ 上記以外の者のうち、対象児童を養育する者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者（例：高校生のみ養育世帯）や直近で収入が減少した世帯等についても、可能な限り速やかに支給（要申請）	